

【②対象労働者、対象事業主】

1 支援金・給付金の対象者は誰ですか。

→ 事業主の指示により休業し当該休業に対して休業手当が受けられない中小事業主に雇用される労働者が対象です。

2 学生アルバイトは対象となりますか。

→ 雇用保険に加入していない昼間学生のアルバイトの方であっても、給付金の対象となりません。

3 外国人や技能実習生は対象となりますか。

→ 国籍を問わず、日本国内で働く労働者であれば対象となります。技能実習生も実習先と労働契約を結んでいることから対象となります。

4 海外勤務者は対象となりますか。

→ 「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例に関する法律」が適用される日本国内で働く労働者のみが対象となります。

5 登録型派遣、日雇派遣労働者は対象となりますか。派遣先の都合で派遣契約が解除されてしまった場合、どうなりますか。

→ 派遣元事業主の指示により休業しており、休業中に休業手当が受けられない労働者であれば、対象となります。なお、派遣契約が終了しても、派遣元事業主が労働契約を継続させた上で労働者を休業させ、休業手当を支払っていない場合には、対象となります。

6 日雇労働者は対象となりますか。

→ 雇用関係が継続していない場合、対象とはなりません。

なお、契約上はいわゆる日々雇用であったとしても、実態として更新が常態化しているようなケースにおいて、更新により労働契約が継続されることを前提に、事業主が労働者を休業させる場合には、支援金・給付金の対象となります。

7 フリーランスでの仕事が休業状態です。支援金・給付金の対象になりますか。

→ 休業の前提となる雇用関係がないフリーランスの方は対象とはなりません。なお、フリーランスでの仕事のほかに、中小事業主の労働者としても雇用されている場合は、当該雇用に係る休業が支援金・給付金の要件を満たせば支給の対象となります。

8 地方公共団体の非常勤公務員は対象となりますか。

→ 国、地方公共団体、行政執行法人、特定地方独立行政法人で働く方は対象とはなりません。ただし、地方公営企業の雇用保険被保険者の方は対象となります。

9 個人事業主の同居の親族は支援金・給付金の対象になりますか。

→ 原則として、個人事業主と同居する親族については、雇用保険の被保険者となっている方であれば支援金の対象となりますが、労働者性がないとして被保険者となっていない方は対象とはなりません。

10 新たに雇い入れられたばかりですが、対象となりますか。

→ 令和2年4月1日以降に新たに雇い入れられた労働者については、雇入れ日から当該日の属する月の翌月末（雇入れ日が月の初日の場合は当該月末）までの間の休業は対象となりませんが、それ以降であれば対象となります。ただし、休業前賃金が全くない場合は支給対象とはなりません。

（例えば、4月15日採用の方であれば、6月1日以降が対象となります。）

11 新卒として4月から採用されましたが、対象となりますか。

→ 新規学卒者等（新たに学校若しくは専修学校を卒業した方若しくは新たに公共職業能力開発施設若しくは職業能力開発総合大学校の行う職業訓練を修了した方又はこれに準ずる方）については、上記10にかかわらず、入社時期が繰り下げられた結果、1日も勤務していなかったとしても、対象となります。この場合の休業前賃金の算定は④7を参照ください。

12-1 事業主が雇用保険に加入していませんが、労災保険に加入していれば給付金の対象になりますか。

→ 雇用保険の加入対象労働者がいない事業所であっても、対象となります。

ただし、一人でも労働者を雇用している事業所は、労災保険の手続きをとる必要があることから、労働保険暫定任意適用事業を除いて労災保険の手続きをとることが必要となります。

事業所が労災保険の手続きをとっておらず、支援金の申請に当たっての協力を拒むようなケースが生じた場合は、申請にあたってその旨申告してください。具体的には、「支給要件確認書」の事業主欄の事業主名欄に事業主の協力が得られない旨とその理由に事業所が労災保険の手続きをとっていないことを記載してください。

その場合、労働局から事業主に対して確認を求めることとなります。したがって、その分申請から支給までに時間を要しますので予めご承知おきください。

12-2 事業主が労災保険の成立（加入）手続きをしていません。支援金・給付金の申請ができないのでしょうか。【新規】

→ 支援金・給付金の申請を行うことは可能です。

農林水産の一部の事業を除き、労働者（パートタイマー、アルバイトを含む）を一人でも雇用していれば、業種・規模の如何を問わず労働保険の適用事業となり、事業主は成立（加入）手続きを行う必要があります。

支援金・給付金の申請を受理した場合、労働局における審査過程において、②12-1 のとおり、労災保険の手続きをとっていない事業主に対して確認を求めます。その上で、手続きの勧奨・指導等を行い、成立手続が完了した場合は支給対象となります。この場合、申請から支給までに時間を要しますので予めご承知おきください。

なお、成立（加入）手続を取らない事業主に対しては、国の職権により成立手続を行います。

（参考：労働保険の成立手続を怠っていた場合）

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/neglect/index.html>

13 労働保険暫定任意適用事業であり、労災保険に加入していない場合、給付金の対象にはならないのでしょうか。

→ 対象になります。申請書に添付する「支給要件確認書」において、事業主からその旨申告してください。

14 事業主が休業者以外の労働者を解雇している場合でも支援金・給付金は受けられますか。

→ 事業主が他の労働者を解雇しているかどうかは支援金・給付金の要件とは関係ありません。

15 ○○の事業を行っている事業所で働いていますが、支援金・給付金の対象となりますか。

→ 対象となる産業に限定はありません。

16 新規設置されたばかりの事業所です。支援金・給付金の対象となりますか。

→ 令和2年4月1日以降に設置した事業主の事業所において雇用される労働者の休業については、設置した日の属する月の翌月末（設置した日が月の初日の場合は当該月末）までの間の休業については対象となりませんが、それ以降の休業については対象となります。（例えば、4月15日に起業している場合、6月1日以降が対象となります。）

17 休業していた事業所を既に離職しています。その場合でも支援金・給付金の対象になりますか。また、雇用保険の基本手当を受給していますが対象になりますか。

→ 雇用保険の基本手当を受給している期間中は支援金・給付金の対象にはなりません。

一方で、休業後に当該事業所を離職し、雇用保険の基本手当を受給している場合であっても、離職前休業期間中の支援金・給付金を申請することは可能です。

18 中小事業主の範囲はどうなりますか。

→ 休業開始時点で、原則として、次の表の「資本金の額・出資の総額」か「常時雇用する労働者の数」のいずれかを満たす企業が「中小事業主」に該当します。

産業分類	資本金の額・出資の総額	常時雇用する労働者の数
小売業 (飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

19 事業主が労働保険料の未納や労働関係法令違反をしています。この場合、支援金・給付金は受けられますか。

→ 事業主の労働保険料の未納や労働関係法令違反により、支援金・給付金が受けられなくなることはありません。ただし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員、破壊活動防止法の暴力主義的破壊活動を行った又は行う恐れがある団体等に所属している者に対しては支援金・給付金の支給は行いません。